

# 「働き方改革関連法」遵守に向けたお願い

2024年4月から法改正により建設業にも罰則付きの時間外上限規制が設けられます。

当社は、2024年4月からの法令遵守へ向け、中期経営計画に「働き方改革の推進」を掲げ、各種取組みを展開しています。建設業界全体の労働環境改善および若手人材確保のため、適正な工期の設定や働き方に関し、ご理解ご協力をよろしく申し上げます。

## ❖民間事業者・施主様へ❖

### ①適正な工期の設定および契約変更に関するお願い

- ✓適正な工期での契約締結
- ✓当社の責でなく工程遅延が発生した場合の工期延長
- ✓設計仕様の早期決定および設計変更期限の設定・厳守

### ②働き方に関するお願い

- ✓ワークライフバランス実現に向けた完全4週8閉所の設定
- ✓朝礼へのローテーション参加およびリモート参加の容認
- ✓各種会議を定時時間内に実施する体制整備
- ✓各種検討および資料作成依頼における適正な時間確保

当社は今後も人材育成・働き方改革・風通しの良い職場作りを通じて、従業員が能力を発揮し成長を実感できる、満足度の高い職場の実現に取り組めます。